

平成 27 年度第 1 回滋賀県特定非営利活動法人指定委員会 次第

日時：平成 27 年 10 月 22 日(木)午後 2 時から

場所：県庁本館 1 - B 会議室

- 1 開 会
- 2 課長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長・副会長選任
- 5 議 事
 - (1) 滋賀県所管の特定非営利活動法人の現状について
 - (2) 特定非営利活動促進法の改正等の関連情報について
- 6 その他
- 7 閉 会

[配付資料]

滋賀県所管の特定非営利活動法人の現状および他府県の条例個別指定法人の状況	(資料 1)
特定非営利活動促進法関連の動きについて	(資料 2)
民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案	(資料 3)
休眠預金の移管・管理・活用の仕組みのイメージ	(資料 4)
NPO 法人への信用保証制度の拡充について	(資料 5)

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例	(参考資料 1)
滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例	(参考資料 2)
滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例施行規則	(参考資料 3)
滋賀県特定非営利活動法人指定委員会運営要領	(参考資料 4)

第1回滋賀県特定非営利活動法人指定委員会 議事録

I 日 時 平成27年10月22日(木) 午後2時00分から午後3時00分まで

II 場 所 県庁本館1-B会議室

III 出席者 委 員：歌代委員、浦坂委員、西川委員、秦委員、山本委員

事務局：県民活動生活課 課長、課員4名

IV 議 事

1 開 会

2 課長あいさつ

3 事務局紹介

4 会長・副会長選任

5 議 事

(1) 滋賀県所管の特定非営利活動法人の現状について

(2) 特定非営利活動促進法の改正等の関連情報について

6 その他

7 閉 会

V 審議経過

1 開 会

(事務局)

それでは、皆さんお集まりいただきましたので、これより平成27年度第1回の滋賀県特定非営利活動法人指定委員会を開催させていただきます。

本日は大変お忙しい中、当委員会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、長期間、委員会を開催できておりませんでした。大変申し訳ございませんでした。

既に委員の皆様には、知事からの委嘱状を御送付させていただいておりますが、今回の任期は、平成27年5月16日から平成29年5月15日までの2年間となっておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして県民活動生活課長の澤田から御挨拶申し上げます。

2 課長あいさつ

(澤田課長)

県民活動生活課長の澤田でございます。本日は、お忙しい中、会議に出席していただきましてありがとうございます。

また、今年の5月に当初お願いしました2年が過ぎまして、新たな任期ということでまた、2年間お願いすることとなりました。お願いしましたところ、皆様御快諾いただきまして誠にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

本来、もう少し早い時期に開催できるとよかったですのですが、具体的な審査案件が今までございませんでしたので、今日、お集まりいただいて、最近の状況などを聞きまして報告をさせていただきたく思っております。

皆さんも御承知の通り、特定非営利活動法人の条例個別指定の制度ですけれども、平成23年の税制改正によるものでして、認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であ

っても、都道府県あるいは市町村の条例指定を受けたものについては、個人住民税の寄附金控除が受けられることとなりました。

また、条例個別指定を受けた法人は、認定NPO法人になるための要件の一つでありますパブリック・サポート・テストが免除されるということにもなりまして、認定NPO法人へ移行を促進する効果もあります。県といたしましては、この制度の活用によりまして、一般的に財政基盤が脆弱と言われておりますNPO法人の活動を側面的に支援できるものと考えております。

現在、県内で条例個別指定を受けた法人は、平成25年度に指定をいたしました特定非営利活動法人あさがおの1法人のみになっております。全国的に見ましても条例指定を行っております都道府県は8道府県で法人数としましては65法人に留まっている状況です。しかし、仮認定制度の経過措置がこの3月をもって終了したこと等に伴いまして、今後、条例個別指定を求めてこられるということが予想されます。事務局といたしましては、皆様方の御意見をお伺いしながら、この制度のより円滑な運営を図ってまいりたいと考えております。

本日は、忌憚ない御意見をいただきましたら幸いです。どうか本日よろしくお願ひいたします。

4 事務局紹介

(事務局)

申し遅れましたが、私、県民活動生活課の県民活動・協働推進室の室長をしております寺本でございます。

本日は、新たな任期によりまして第1回目の会議でございますので、会長選任までの間、議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

本日の会議でございますが、本日の資料の27ページに委員会の運営要領を載せております。この中の第7条で「会議は、公開を議決した場合を除き非公開とする」としておりますので、今回の会議については非公開とさせていただきます。なお、次のページの8条をご覧いただきたいと思ひます。また、第8条では会議の議事録および配布資料は次の場合を除き公開するというかたちで、基準に関する法人の審査であるとか、そういったものについて非公開としており、今回の内容につきましては、これらに該当いたしませんので、公開というかたちで行わせていただきたいと考えております。従いまして、議事録と本日の資料につきましては、後日公開とさせていただきますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、委員の皆様のお紹介でございますが、今回、皆様再任をいただいておりますので、委員の皆様のお紹介は省略させていただきます。なお、本日の資料の3ページに委員名簿を載せておりますので御確認いただければと思ひます。

なお、今回、事務局職員も変わっておりますので、事務局の紹介をさせていただきますと思ひます。

(事務局)

県民活動生活課課長の澤田でございます。

(事務局)

澤田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局)

同じく県民活動生活課県民活動・協働推進室主幹の中村でございます。

(事務局)

中村です。どうぞ、よろしく申し上げます。

(事務局)

同じく主査の伊藤でございます。

(事務局)

伊藤と申します。よろしく申し上げます。

(事務局)

なお、今、席を外しておりますが、主査の有田がもう1名おります。よろしくお願いいたします。

5 会長・副会長選任

(事務局)

本日は、委員総数5人のうち全員出席しておられますので、滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例施行規則、本日の資料では25ページでございますが、この第19条第3項の規定によりまして会議が成立したことを御報告申し上げます。

それでは、次第に従いまして、会議を進行させていただきます。

本日の次第の1ページでございますが、会長および副会長の選任でございます。本日の資料25ページの18条の3におきましては、「委員会に会長および副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によって定める。」と規定されております。まず、会長ですが、選任方法も含めましてどなたか御意見がありましたら、お願いいたします。

(委員)

平成25年度に引き続き秦委員にお願いしてはどうかと思います。

(事務局)

ただいま会長候補として秦委員を御推薦いただきましたが、御意見がございましたらお願いします。

(各委員)

異議なし。

(事務局)

ありがとうございます。異議なしとのお声をいただきましたので、秦委員に会長をお願いしたいと存じます。秦委員よろしく申し上げます。

(委員)

よろしく申し上げます。

(事務局)

それでは、今後の議事につきましては、会長の方からよろしく申し上げます。

(委員)

それでは、副会長の選任についてですが、前期と同じようなかたちで歌代委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(各委員)

歌代委員了承。他の委員の意見なし。

(委員)

それでは、これから2年皆さんと一緒に指定委員会の任期を務めさせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願ひいたします。今般、認定NPO法人制度がかなり定着して滋賀県でもかなりの数の法人が認定されております。県税条例の指定には、先ほど御説明いただきました通りまだ1法人ということですが、NPO法人の基盤を作っていくうえでは非常に大事な制度ですので、これからもう少し皆さんの団体が指定を受けていただき、また、認定NPO法人として広がっていくように、御審議、御意見をいただきながら進めさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

5 議 事

(1) 滋賀県所管の特定非営利活動法人の現状について

(委員)

それでは、議事に入ります。まず、5番の議事ということで、本日、2点用意していただいているのですが、滋賀県所管の特定非営利活動法人の現状について、事務局から概要を御説明いただいて、皆さんの御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(事務局)

それでは、資料1になります。5ページになりますが、滋賀県所管の特定非営利活動法人の現状についてということで説明させていただきます。まずNPO法人の数でございますが、ここ3年間で585から595の間でおおむね横ばいの法人数で推移してきております。

それまでは、右肩上がりで法人数が伸びてきておりましたが、平成25年度以降、自主解散の件数や認証の取消事由に該当する法人に対し、県の取消措置を行った結果、横ばいとなっております。しかし、年間の設立認証申請件数で見ますとだいたい30件くらいでほぼ推移してきております。これは、特に認証の件数が減ってきているということではなく、平成26年度につきましても、27件の認証をしておりますし、本年度も今現在で11件の法人を認証させていただいております。認証自体の数としては増えてきていると認識しております。

また、NPO法人の活動の内容につきましては、以下の表のとおりですが、保健、医療、または福祉の増進を図る活動を行う法人が最も多いという状況で、具体的には、障害福祉サービス事業所や高齢者の介護サービスを事業としてされている法人が多いという傾向が見られます。

6ページに移りまして、認定NPO法人、仮認定NPO法人、また、本日お集まりいただいております趣旨であります条例個別指定NPO法人の状況ということでまとめさせていただきます。

まず、認定NPO法人の件数といたしましては、平成25年度以降、順調に増加しております。これまでに13法人、それから仮認定が1法人、条例個別指定NPO法人は1法人となっております。

この条例個別指定NPO法人ですが、平成25年度に当委員会で答申をいただきまして、特定非営利活動法人あさがおを指定しておりますが、ここで平成25年度の状況を簡単にお知らせさせていただきます。

参考資料1の「滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例」が平成25年12月27日に施行した条例になり、この中で特定非営利活動法人あさがおを条例個別指定NPO法人として指定しております。

経緯といたしましては、平成25年10月21日に、本指定委員会において同法人の個別指定にかかる答申をいただき、同年11月県議会に条例案を上程・可決された後、12月27日付で条例を施行しております。

指定期間は、平成26年1月1日から平成30年12月31日となっておりますが、これは、指定条例の施行日の翌月の初日から起算して5年間とする取扱いによるものです。指定期間の開始時期や指定の期間に係る取扱いは、他の都道府県の事例等を参考に設定したところです。

また、資料の6ページですが、他府県の条例個別指定法人の現状についてまとめております。認定NPO法人、また、仮認定NPO法人に比べて条例個別指定のNPO法人の指定は、全国的にも進んでいない状況にありまして、現在9道府県で制度を実施しており、このうち8の道府県で指定を行っています。神奈川県が42件と突出して多い件数となっております。神奈川県にその取組を伺いましたところ、説明会を重点的に行っている、あるいは、中間支援組織と連携して制度の周知を呼び掛けている等の取組を確認しております。これらを踏まえ本県でも、制度周知を図るため、本年の5月に県内すべてのNPO法人に対し条例個別指定制度の概要とそのメリットを周知するチラシを配布し、併せてホームページ等の掲載を通じて現在指定の申請について呼びかけを行っているところです。

ただし、現状といたしましては、現在申請をいただいている法人は、ありません。事務局からは以上です。

(委員)

ありがとうございます。最近の特定非営利活動法人の県内の状況と認定NPO法人、個別指定NPO法人の全国的な状況について御説明いただきました。また、制度周知に係る取組について御説明をいただきましたが、何か御質問、御意見はありますか。

(委員)

他府県は、だいたい同時期に条例個別指定制度を開始しているのでしょうか。

(事務局)

おおむね、同じくらいの時期に指定を開始しております。本制度自体が、平成24年度からで、滋賀県は全国で5番目に実施しておりますが、全体としてはあまり延びていません。

(委員)

あさがおは、条例個別指定を受けた後に、認定NPO法人になったということですか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

県内の多くのNPO法人が認定を受けているということは、条例個別指定のステップを経なくても認定を受けられる法人が増えてきたということでしょうか。

(事務局)

それは、法人の収入に占める寄附金の割合によります。寄附金の割合が高い法人については、条例個別指定制度を使わなくても、認定NPO法人になれます。その一方で、

よい活動はしているが、寄附金の割合では、基準に届いていない法人もありますので、そういった法人に対する受皿として条例個別指定制度も是非活用いただきたいと考えております。

(委員)

平成 25 年度当初は、NPO 法人の認定があまり進んでいない状況であって、条例個別指定をその第一段階とみなしていたように思います。その後、認定を取る NPO 法人が増えてきていますので、今後は、認定基準を満たさない法人にターゲットを絞って、個別指定制度に係る周知や説明を集中的に行っていくことが必要だと思います。

(事務局)

おっしゃるとおりだと思います。十分に参考にさせていただき今後呼びかけを行ってまいりたいと思います。なお、来月の 11 月の下旬に県内の NPO 法人を集めた説明会を予定しており、その中でも制度の周知について積極的に PR をさせていただきたいと思っております。

(委員)

認定を受けた後、基準を満たされなくなったら認定は取消しとなるのでしょうか。

(事務局)

失効となります。認定の P S T 要件では、3,000 円の寄附を 100 人以上集めるか、収入の 5 分の 1 が寄附金であれば基準を満たしますが、事業規模が大きくなればなるほど、収入の 5 分の 1 を満たす要件に適合することが難しくなってきますので、どちらかと言いますと、神奈川県の場合を見ても、事業型の NPO 法人が条例個別指定を活用するという傾向があります。先ほどの御指摘にありました通りターゲットを絞っていきながら、条例個別指定の呼びかけを重点的に行うなどの取組に努めてまいりたいと思います。

(委員)

認定は、絶対値と相対値ではどちらが多いのですか。

(事務局)

だいたい同じくらいの割合ですが、なかなか継続して基準を満たすことは難しいと思います。今、認定を受けている法人の中にも次の切替えの時は、条例個別指定を利用したいと考えているところもあるようです。法人によって制度を使い分けるといったことがあるようです。

(委員)

認定の方が 10% の税控除があるので、メリットが大きいのでしょうか。

(事務局)

その通りです。また、所得税の 40% の税控除も使えますのでメリットは大きいです。

(委員)

市町村税の 6% もあるのですね。

(事務局)

市町村税の方は、市町村の方で同じように条例で指定する必要があります。彦根市とか湖南市のように全部認めているところと、一部しか認めていないところとあります。

(委員)

淡海ネットワークセンターでも認定の指導等をしていると思いますが、皆さんの希望や状況等の補足があればお願いします。

(委員)

神奈川の42件は意外でした。先ほど事業型のNPOが多いと聞きましたが、事業型のNPOがなぜ寄附をもらう必要があるのか、この辺のことはもう少し研究しなければいけないと思っています。滋賀県で言うとぼぼハウスは事業型だが、それ以外のところは寄附をベースにやっているところが大半だと思います。これが本来のかたちだと思います。

(2) 特定非営利活動促進法の改正等の関連情報について

(委員)

それでは、引き続き、次の議題の、特定非営利活動促進法の改正等の関連情報について事務局の説明をお願いします。

(事務局)

資料の7ページになります。特定非営利活動促進法関連の動きです。特定非営利活動促進法は、平成24年4月1日に施行されまして、その後3年をめぐりに検討を行うということが附則に記載されているところです。現在、超党派で作る議会連盟において検討はされているのですが、本年度の春から改正の動きはあったものの、今般、臨時国会が開けないということで、いまだに改正は、されていないという状況です。

これらの情報は、正式なかたちでは、内閣府の方から出てきていませんので、事務局で新聞報道やインターネット等の情報でまとめさせていただきました。予定されている改正内容は、3つございます。

まず、一つ目としてNPO法人認証申請書類の縦覧期間の短縮でございます。NPO法人の認証につきましては、その申請書を受け付けてから縦覧期間が2か月規定されております。その後、2か月の所轄庁による審査期間がありますが、この2か月の縦覧期間につきましては、1か月に短縮することが検討されています。

次に、資産の総額の登記の廃止でございます。NPO法人につきましては、その資産の総額を毎年変更登記する必要がありますが、これを廃止する代わりに貸借対照表の公告の義務化が検討されています。公告につきましては、事務所の見えるところに掲示したり、インターネットでの公表が検討されているようです。

最後に、認定NPO法人の海外送金等に関する書類の事前提出義務の廃止でございます。200万円を超えて海外に送金する場合は、その都度事前に書類を提出することと法で規定されておりましたが、これを削除することが検討されています。なお、本県の認定NPO法人につきましては、このような事例はありません。

事務局からは、以上でございます。

(委員)

ありがとうございます。ただいまの特定非営利活動促進法の改正の動きについて、何か御質問、御意見はありますか。

(事務局)

一点だけ補足させていただきます。NPO法人の指定は、滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例に基づき行っております。指定の基準としては、認定NPOの基準を一部準用して使っております。今回、認定NPOに係る部分について法律の改正は、予定されていないと聞いておりますので、基本的には、今の条例を改正する必要はないと考えています。今後、法律の改正により同じように条例も改正する必要があるという場合は、本委員会で諮問をさせて

いただいて、答申をいただくということになりますので、よろしく申し上げます。

(委員)

貸借対照表の報告義務について、ホームページでの公表ということでしたが、NPO法人が、毎年提出する事業報告書の中に貸借対照表があり、内閣府のホームページで見られるようになっていました。そこで公表されていれば、NPO法人のホームページで公表する必要はないということでしょうか。

(事務局)

基本的に公益法人と同じ考え方になってきています。公益法人でも公益法人協会のホームページでの公表が行われていますが、そういったところに出すものであれば、公告として認められます。内閣府のポータルサイトにあげることがこの公告に当たるかどうかは未だ示されていないので分かりません。

(委員)

まれに、ホームページを持っていないNPO法人がありますが、この改正が決まったら、淡海ネットワークセンターとしてもNPO法人に対し改正内容の説明を行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

(事務局)

一番簡単なのは、事務所に一年間貼り出すというかたちの公表になります。

(委員)

自宅が事務所のところもありますので。

(事務局)

誰でも、見られるようにしていただければ結構です。おそらく登記事項にもされるし、定款にも公告する場所が規定されると思います。

(委員)

毎年の資産の登記はNPO法人から苦情を聞いているところですので、よい改正と思います。また、情報があれば教えてください。

(委員)

それでは、引き続き、資料3の御説明をお願いします。

(事務局)

それでは、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案について、資料3、4について説明させていただきます。

この法律案の背景ですが、「休眠預金等」といいますのは、預金者等が名乗りを上げないまま、最終の異動日から10年を経過した預金であります。毎年1000億円程度発生しておりまして、その後400から500億円が払戻しされています。

この休眠預金等は、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、残額を社会全体への波及効果の大きい民間公益活動の促進に活用することで休眠預金等を広く国民一般に還元すべきということが背景にあります。

次に、休眠預金等の活用に関する基本理念等ですが、困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として、民間の団体が行う公益に資する3分野に係る活動、すなわち、①子どもおよび若者の支援、②日常生活等を営む上で困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援による活動を行い、成果を収めることにより、国民一般の利益の一層の増進に資するとことなるものの促進に活用されたいとしています。

また、法律案要綱の15条ですけれども、休眠預金等交付金に係る資金は、民間公益

活動の自立した担い手の育成に資するとともに、民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備を促進することが定められています。

休眠預金等交付金に係る資金の活用に当たっては、これが預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮するとともに、その活用の透明性の確保を図られなければならないこととされています。

また、大都市その他特定の地域に集中することのないよう配慮されなければならないとされています。

休眠預金等交付金に係る資金の活用に当たっては、複数年度にわたる民間公益活動に対する助成、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮されるものとしております。

16条では、宗教団体、政治団体、暴力団等は、活用対象から除外することとされています。

次に資料4の休眠預金の移管・管理・活用の仕組みのイメージですが、預金者等が名乗りを上げないまま、最終異動日から10年を経過した預金、金融機関に存在する休眠預金が、預金保険機構に移管されます。その後、一般財団法人であること、業務実施に足りる経理的・技術的基礎を有すること等を条件に内閣総理大臣が一団体を指定活用団体に指定します。

指定を希望する団体は、内閣府へ事業計画の申請を行い認可をうけることとなりますけれども、18条では、内閣総理大臣は、毎年度、基本方針に即して、休眠預金等交付金に係る資金の円滑かつ効率的な活用を推進するための基本的な計画を定めなければならないとしています。

また、基本方針を定めようとするとき、基本計画を定め、またはこれを変更しようとするときは、指定活用団体から申請のあった事業計画について、休眠預金等活用審議会の意見を聴かななければならないこととされています。

休眠預金等活用審議会で審議され、答申の後、事業計画について認可されることとなります。指定活用団体は、預金保険機構から財源の交付を受けまして、資金分配団体へ助成や貸付を行います。また、金融機関等に業務委託することによりまして、現場の団体に対して直接貸し付けることも想定されています。

助成や貸付けを受ける資金分配団体は、公募により決定されるようでございますが、現場の団体の選定、休眠預金の分配、現場の団体の監督、休眠預金活用融資を実施します。

現場の団体への助成・貸付等は、行政の執行になじみにくい、または既存施策では、不十分な民間公益活動に限定する旨を定めるとしています。また、貸付けについては、貸付を業務として行うもの、NPOバンク、財団等が実施することを想定しています。

以上、休眠預金の移管・管理・活用の仕組みのイメージで、この休眠預金を福祉や教育など民間の公益活動に利用しようと、現在、超党派の国会議員連盟が議員立法の成立を目指しているところです。説明は、以上です。

(委員)

ありがとうございました。休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の状況について御説明をいただきましたが、何か御意見、御質問等はございますか。

(委員)

これは、休眠預金が、毎年1,000億円し、400から500億円が払戻しされた差引額が毎年継続して発生するということでよいのですか。

(事務局)

そうです。毎年度、休眠預金が発生するので、それを民間公益活動に充ててもらおうという国会議員連盟の考え方です。ただ、これがずっと続くかという点、マイナンバーの関係でおそらく休眠預金というのは減ってくるものと思われまます。そういう面では同じ規模が続くということはないように思います。

(委員)

具体化するのはいくらか時間がかかるのですか。

(事務局)

通常国会で成立見込みという記事もありましたが、最終的に提案が間にあいませんでした。次の国会で提案されるとの情報もあります。施行が今の法律案では、公布から1年6か月以内となっておりますので、だいたい平成29年4月くらいまでに施行されるものと思われまます。

(委員)

他に御意見はありますか。それでは、引き続き、NPO法人への信用保証制度の拡充について説明をお願いします。

(事務局)

資料の13ページをご覧ください。中小企業信用保証制度がこのたび改正され、今年の10月1日に施行されております。

背景ですが、NPOなどの新たな事業の雇用の担い手に関する研究会が、中小企業庁によって開かれ、その中間論点整理が平成26年9月にまとめられております。この中では、地方からの若者の流出等による地域経済の縮小に伴う官民サービスの供給の減少や不足が地域における社会課題として顕在化していることが述べられています。このような地域における社会課題に対し、多様な主体と連携しビジネスの手法を活用して解決を試みる先進的な取組を行う事業者としてNPO法人が存在感を増しています。このようなNPO法人を事業型NPO法人としております。この事業型NPO法人につきましては、いわゆる営利企業と同等と考えることができるものとの整理のもと、事業型NPO法人については、中小企業施策の対象と含めることができると整理されてきています。

次に、支援の内容です。信用保証制度については、図にありますように、民間金融機関から中小企業に対して融資が行われる際に、中小企業が信用保証協会に保証料を支払する。その代わりに信用保証協会は、もし、中小企業が返済できない場合は代位弁済を行うという仕組みになっております。これについては、日本政策金融公庫が保険契約を行っており、国が予算を措置しているところです。

このような制度があることによって、中小企業にとっては、民間金融機関からお金が借りやすくなるというのですが、今回の法改正に伴い、NPO法人も中小企業と同様の扱いを受けることとされています。

次に、信用保証制度を利用できるNPO法人の規模についてですが、常時使用する従業員の数と資本金という2つの要件があります。NPO法人については、資本金という概念がありませんので、常時使用する従業員の数が要件となってきます。

業種については、ほとんどがサービス業に該当し、常時使用する従業員の数が100人以下の場合が対象となってきます。

次にNPO法人の借入金の現状になります。平成25年に内閣府が行った特定非営利活動法人に関する実態調査によりますと、NPO法人の借入先のほとんどが個人となっており、次いで、政府系金融機関、銀行・信用金庫となっています。併せて資料に日本生活金融公庫のNPO法人向けの融資実績を示しておりますが、これも平成21年度から徐々に増えてきている状況です。

このようにNPO法人が民間金融機関からお金を借りやすくなったことにより、NPO法人の課題である資金不足についてある一定の支援が拡大されたと思われま

す。本件については以上となります。

(委員)

現在、地方創生ということが全国的に言われておりますが、その中で創業支援等が大切になってきておりますので、いろいろな分野で中小企業とともに、NPO法人の役割が大事になってくると思われま

(委員)

す。現状、NPO法人がお金を借りたいのに借りられないという実態があるのでしょうか。事業型NPO法人は事業収入があると思われま

すが、私の理解ではお金に困っているのは、そういった事業がないNPO法人だと思うのですが。また、14ページのNPO法人の借入先ですが、全体で3,301という数が出ていますが、これは借入れを行っている3,301法人が調査対象なのか、それとも調査対象がもっと多数あって、そのうち借入れがあ

(事務局)

った法人が3,301ということなのでしょうか。出典は、内閣府の平成25年度の特定非営利活動法人に関する実態調査ということになっております。調査対象の総数のうち3,301法人が借入れを行っていたということになります。

(委員)

すると、この借入れのあった3,301法人は調査対象全体に対してどれくらいの割合でしょうか。

(事務局)

全体数は、把握できておりません。(後に調べたところ調査対象数は13,130)

(委員)

そんなに借入れのあるNPO法人ってあるのかと疑問に思われま

(事務局)

す。また、資料ですと個人から必死になってお金を借りているように見えますが、金額としてはどれくらい借りているのでしょうか。それが大した額でないのなら、あえて信用保証にして、借りやすくしたら状況が変わるということにはならないと思われま

て信用保証制度の拡大をしてきましょうということです。

(委員)

分かりました。中小企業庁も中小企業の支援がメインであるけれども、それに拡大して資金不足でお金が借りにくかったNPO法人に対しても対象を広げましょうという話で、具体的にそこまでNPO法人にニーズがあるかどうかは別としても、一部のNPO法人にとってはメリットになるという理解でよいでしょうか。

(事務局)

全てのNPO法人ではなく、事業型のNPO法人が対象ということです。

(委員)

すると、タイトルからしてかなり大風呂敷と言いますか、新たな事業・雇用の担い手にNPO法人がなるということにはならないのではないのでしょうか。そこまでやれるNPO法人は、あまりないと思います。実際にNPO法人が財政的に脆弱で資金不足になるのは、事業を持たない中で公益的な活動をするからであって、ボランティアの力を借りているところが多いと思います。だから、とにかくお金を借りたいとかいう状況にはならないのではないのでしょうか。お金は借りたら返さなければなりませんし、それなりのできる法人でないと後が回りません。その辺りは理解しておく必要があると思います。

(委員)

何かの契約等をしていても、契約金が後払いになるような場合、そういった信用保証があると事業がしやすくなるということもあると思います。他に何かありますか。

(委員)

信用保証が拡充することにより、NPO法人の起業や事業化がより促進されるようになると思います。従来、育成する機関としてNPO法人は、はっきりしたところがありませんでした。県の中小企業を支援する部署は、NPO法人を制度の対象外としておりましたので、信用保証の拡充とセットでそういった部署の支援をいただけるようになる効果は大きいと思います。

6 その他

(委員)

議事はすべて終了しましたが、全体を通して、何かありましたらお願いします。

(事務局)

御手許にお配りしておりますフォーラムについて案内させていただきます。これは、IHOE、人と組織と地球のための国際研究所代表の川北秀人さんを講師にお迎えいたしまして、人口減少社会における協働・連携による新しい地域づくりについて皆さんと一緒に考える、共助社会づくりフォーラム in 滋賀を11月22日(日)1時30分からコラボしが21におきまして、内閣府・滋賀県・淡海ネットワークセンターの3者が主催となり開催するものです。

本年度、県では、「県民活動の推進に関する研究会」を設置いたしまして、多様な主体との協働の推進およびその定着のための仕組みづくりの研究、検討を行ったところでございます。今日の指定委員会の委員をお願いいたしました秦会長にも研究会の委員として御議論をいただいたところで、11月のフォーラムにおいてもパネルディスカッションをお願いしております。大変お忙しい中ではありますが、お時間が許せましたら、是

非御参加いただきますよう、御案内いたします。説明は以上です。

(委員)

ありがとうございます。本年度、県民活動の推進に関する研究会をやっておりましてその結論を先日、深尾座長から知事に対して報告させていただいたところです。また、それを元に、今後、県で協働ガイドラインを定めるということをお伺いしております。このフォーラムでもそのことを御紹介したいと思っております。他に何か御意見、御質問はございますか。

(事務局)

配布資料の差し替えをお願いいたします。3ページの資料で、名簿の一覧をつけておりますが、一か所誤りがありまして、「委員候補者名簿」となっておりましたが、正しくは、「委員名簿」の誤りでございますので、お詫び申し上げますとともに資料の差し替えをお願い申し上げます。

(事務局)

併せてお知らせいたしますが、本年度4月1日より県の組織が変わっております。これまで、県民活動生活課の中に県民活動促進担当があり、この事務局を担っておりましたが、4月から県民活動生活課の中に県民活動・協働推進室という室が設置され、事務局を担わせていただいております。従来、協働の推進につきましては、総務部にあります経営企画・協働推進室で、行財政改革と一緒に所管しておりましたが、このたび県民活動生活課の中に移管されております。

今までは、県民活動促進ということでNPO支援をやっていたのですが、それと併せて協働の取組と一緒にやっということうことで、組織が改編されています。そういった取組の一つとして、先ほどの協働推進ガイドラインづくりということ今年の仕事として取り組んでいるところですので、今後、色々と応援いただきたくお願い申し上げます。

7 閉 会

(委員)

今回の委員会は、また、後日連絡ということよろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了します。ありがとうございました。

平成 27 年度第 1 回滋賀県特定非営利活動法人指定委員会 次第

日時：平成 27 年 10 月 22 日(木)午後 2 時から

場所：県庁本館 1 - B 会議室

1 開 会

2 課長あいさつ

3 委員紹介

4 会長・副会長選任

5 議 事

- (1) 滋賀県所管の特定非営利活動法人の現状について
- (2) 特定非営利活動促進法の改正等の関連情報について

6 その他

7 閉 会

[配付資料]

滋賀県所管の特定非営利活動法人の現状および他府県の条例個別指定法人の状況	(資料 1)
特定非営利活動促進法関連の動きについて	(資料 2)
民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案	(資料 3)
休眠預金の移管・管理・活用の仕組みのイメージ	(資料 4)
NPO 法人への信用保証制度の拡充について	(資料 5)

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例	(参考資料 1)
滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例	(参考資料 2)
滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例施行規則	(参考資料 3)
滋賀県特定非営利活動法人指定委員会運営要領	(参考資料 4)

滋賀県特定非営利活動法人指定委員会 委員候補者名簿

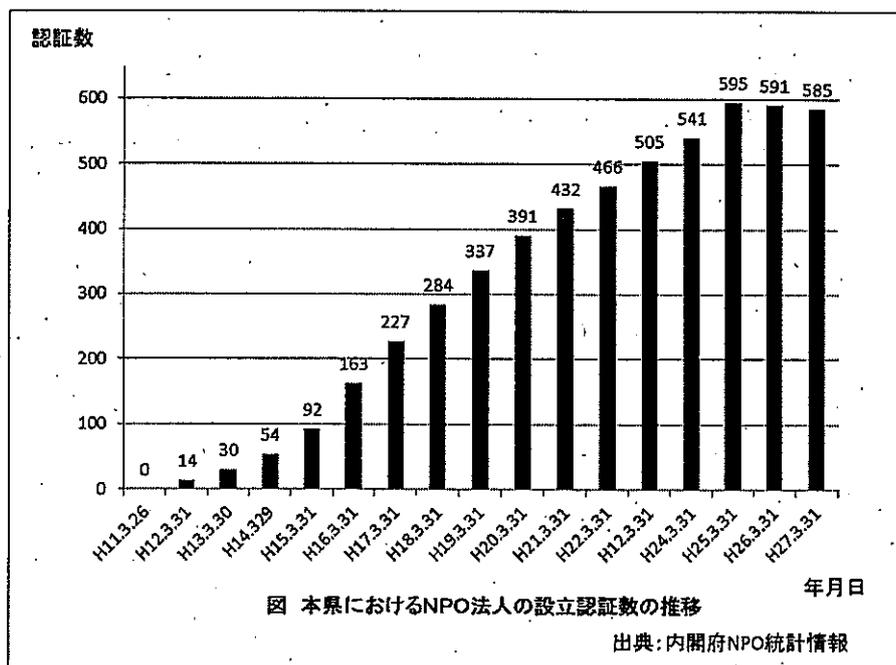
(敬称略、五十音順)

氏 名	現 職
うたしろ やすかず 歌代 泰和	公益財団法人淡海文化振興財団常務理事 兼事務局長
うらさか じゅんこ 浦坂 純子	同志社大学社会学部教授
にしかわ よしのり 西川 吉典	公認会計士
はた かずゆき 秦 憲志	公立大学法人滋賀県立大学地域共生センター 専門調査研究員
やまもと ひさこ 山本 久子	弁護士

滋賀県所管の特定非営利活動法人の現状について

(1) NPO法人の現状

県内NPO法人の認証数について、NPO法が平成10年12月に施行されて以降、平成24年度までは増加していましたが、平成25年度から微減に転じております。これは、平成25年度以降、自主解散数や認証取消数が増加したためです。なお、ここ数年の年間認証数は約30で推移しており、減少傾向にはありません。



県内NPO法人の活動内容については、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を行うNPOが法人が393法人と最も多く、県内585法人のうち、67.2%の法人が選択している。本県の特徴として「まちづくりの推進を図る活動」、「子どもの健全育成を図る活動」および「環境の保全を図る活動」に取り組むNPO法人が多くなっています（表）。

特定非営利活動の種類	法人数	割合	
		滋賀県	全国
保健、医療又は福祉の増進を図る活動	393	67.2%	58.5%
まちづくりの推進を図る活動	373	63.8%	43.8%
連絡、助言又は援助の活動	349	59.7%	45.5%
子どもの健全育成を図る活動	337	57.6%	43.6%
社会教育の推進を図る活動	321	54.9%	47.7%
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	256	43.8%	34.5%
環境の保全を図る活動	244	41.7%	27.7%

上位7活動 平成27年3月末現在

(2) 認定NPO法人、仮認定NPO法人、条例個別指定NPO法人の状況

県内のNPO法人の認定件数は、平成25年度以降急速に増加し、平成27年10月21日現在で、認定NPO法人が13法人。仮認定NPO法人が1法人、条例個別指定NPO法人が1法人となっています。

平成25年度以降、件数が増加した背景としては、中間支援組織等と連携し、積極的な制度周知に努めた結果と考えられます。

なお、条例個別指定NPO法人は、平成25年度に指定した特定非営利活動法人あさがおのみとなっています。仮認定の経過措置が平成27年3月31日まで設けられていたこともあって、NPO法人の指定は、全国的にも進んでいない状況です。

○県内の認定NPO法人、仮認定NPO法人、条例個別指定NPO法人の状況

No	認定	仮認定	条例指定	法人名	認定期間
1	○			特定非営利活動法人しがNPOセンター	H25.9.11~H30.9.10
2	○			NPO法人TSC	H25.10.15~H30.10.14
3	○			特定非営利活動法人びわ湖トラスト	H25.11.6~H30.11.5
4	○			特定非営利活動法人サタデーピア	H25.12.11~H30.12.10
5	○		○	特定非営利活動法人あさがお	H25.1.15~H31.1.14 (認定) (H24.9.11~H27.9.10) (仮認定) H26.1.1~H30.12.31 (条例指定)
6	○			特定非営利活動法人NPOぼぼハウス	H26.2.27~H31.2.26
7	○			特定非営利活動法人びわこ豊穡の郷	H26.2.27~H31.2.26
8	○			特定非営利活動法人滋賀医療人育成協力機構	H26.3.13~H31.3.12
9	○			特定非営利活動法人おうみ犯罪被害者支援センター	H26.3.13~H31.3.12
10		○		特定非営利活動法人つどい	H26.8.21~H29.8.20
11	○			NPO法人eネットびわ湖高島	H27.8.4~H32.8.3 (認定) H26.8.27~H29.8.26 (仮認定)
12	○			特定非営利活動法人マイママ・セラピー	H26.11.21~H31.11.20
13	○			特定非営利活動法人ひこね育ちのネットワーク・ラポール	H26.12.8~H31.12.7
14	○			特定非営利活動法人甲賀文化輝き	H27.9.7~H32.9.6

(3) 他府県の条例個別指定NPO法人の現状

他府県の条例個別指定の状況を見ると、9道府県で、条例個別指定制度を導入し、8道府県で実際に指定を行っています。件数別でみると神奈川県が42件が突出して多く、次いで、埼玉県、京都府となっています。

神奈川県が取組としては、NPO法人を集めた説明会を定期的開催し、制度の趣旨を周知するとともに、中間支援組織と連携し制度の周知と活用を呼び掛けています。

本県では、平成27年5月に県内すべてのNPO法人に、条例個別指定制度の概要とメリットを周知するチラシを配布し、併せてホームページを通じて指定申請について呼びかけを行っているところです。

○他府県の条例個別指定NPO法人の現状

都道府県名	条例個別指定法人数
北海道	2
埼玉県	8
神奈川県	42
三重県	1
滋賀県	1
京都府	8
奈良県	0
鳥取県	2
大分県	1

特定非営利活動促進法関連の動きについて

(平成 27 年 10 月現在)

1 背景

平成 24 年 4 月 1 日に施行された改正特定非営利活動促進法については、その附則において法律の施行後 3 年を目途に特定非営利活動に施策について検討を行う旨が規定されており、現在、超党派でつくる議員連盟において認証申請の添付書類の縦覧期間の短縮等が検討されている。

NPO 制度の改正内容の詳細については、未だ公表されていないが、新聞報道やインターネット等の情報から以下の点について改正が予定されている模様。

2 予定されている改正内容

(1) NPO 法人の認証申請の添付書類の縦覧期間の短縮

NPO 法人の設立手続きを簡素化するため、NPO 法人の認証申請の添付書類(定款、役員名簿、設立趣旨書、活動計画書および活動予算書)の縦覧期間を 2 箇月から 1 箇月に短縮

(2) 資産の総額の登記の廃止

NPO 法人の登記事項から「資産の総額」を削除する。これにかわり、貸借対照表については、公告すること義務化

(3) 認定 NPO 法人の海外送金等に関する書類の事前提出義務の廃止

現行法においては、認定 NPO 法人が行う海外送金等について、

- ① 200 万円以下の場合、所轄庁に対して書類を 1 事業年度に 1 回提出すること
- ② 200 万円超の場合は、その都度事前に書類を提出すること

が規定されているが、①の事前の書類提出義務の規定を削除し、200 万円超の海外送金等に関する書類の事前提出を不要とする。

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案

1 法律案の背景

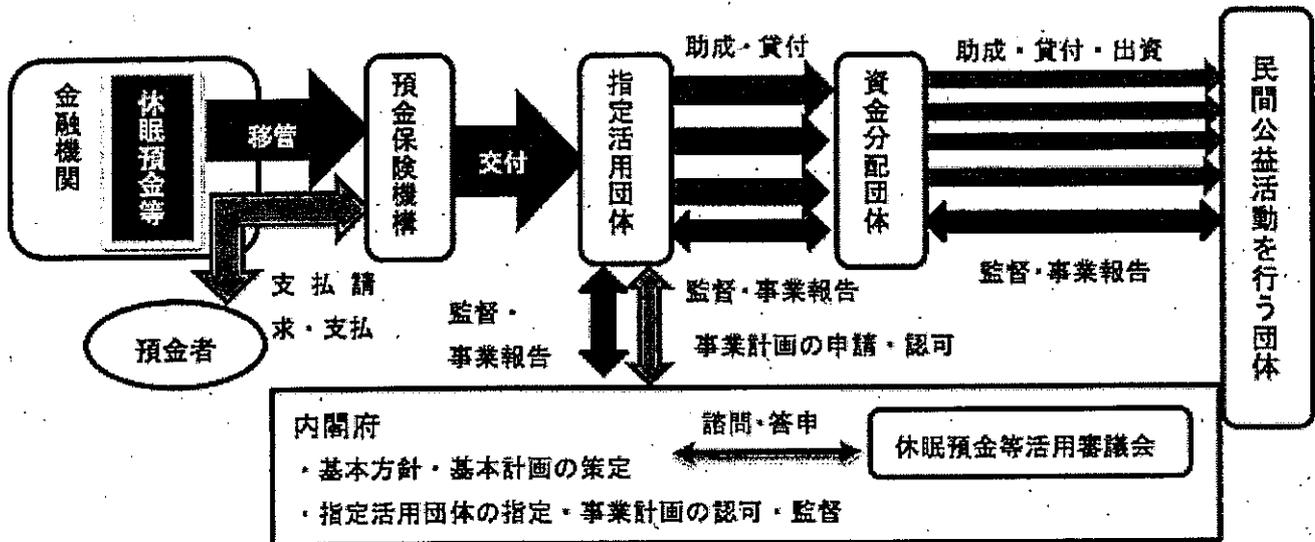
- 休眠預金等：預金者等が名乗りを上げないまま、10年間放置された預金等
⇒毎年 1000 億円程度発生(その後 400～500 億円程度が払戻し)
- 預金等の性質(①銀行等が公共的役割を果たすための原資、②預金保険制度等による公的資金の活用も想定、③広く国民一般が利用)に鑑みると、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、社会全体への波及効果の大きい民間公益活動の促進に活用することで休眠預金等を広く国民一般に還元すべき。

2 法律案の概要

1. 休眠預金等の活用に関する基本理念等【第 16 条・第 17 条】

- 休眠預金等を、民間公益活動(人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動(①子ども及び若者の支援、②日常生活等を営む上で困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援の3分野に係る活動)であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの)の促進に活用
- 民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備を促進する。
- 預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮するとともに、その活用の透明性の確保を図る。
- 大都市その他特定の地域に集中することのないよう配慮する。
- 複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮する。
- 宗教団体、政治団体、暴力団等は活用対象から除外

2. 休眠預金等の移管・管理・活用の仕組み【第2章第1節(第3条～第8条)並びに第3章第2節(第18条・第19条)、第3節(第20条～第34条)及び第4節(第35条～第41条)】



- 預金者等であった者は、預金保険機構(委託を受けた金融機関)に対し、申出に基づき休眠預金等代替金(元本+利子相当額)の支払を請求することができる。【第7条第2項】

(出典：休眠預金活用推進議員連盟ホームページ)

NPO 法人への信用保証制度の拡充について

1 背景

NPO など新たな事業・雇用の担い手に関する研究会中間論点整理 (平成 26 年 9 月)

NPO 法人の現状

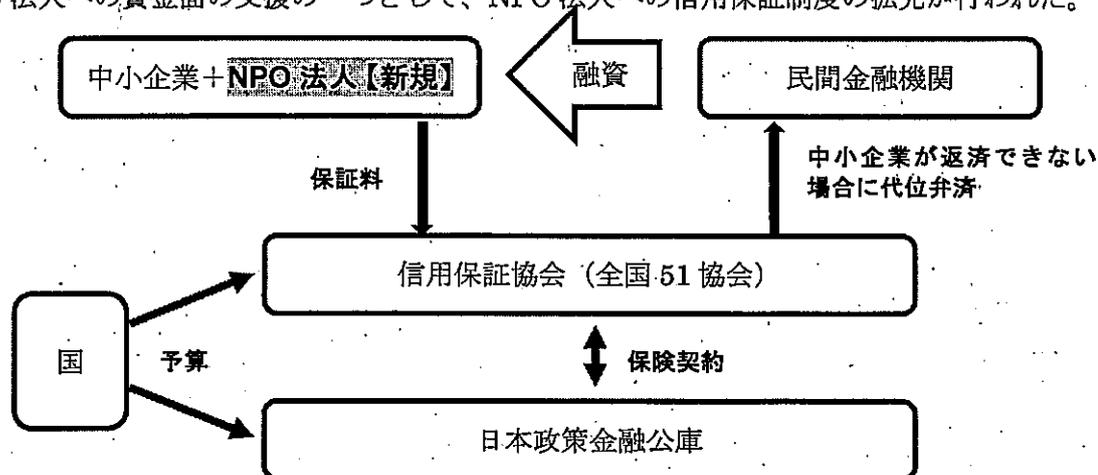
地方においては、大都市圏への若者の流出といった人口の社会減少も伴い労働人口の減少により地域経済が低迷し、地域経済の縮小に伴う官・民サービス供給の減少又は不足が、地域における社会課題として顕在化している。このような地域における社会課題に対し、地域において多様な主体と連携しビジネスの手法を活用して解決を試みる先進的な取り組み（以下、「地域課題解決型事業」）を行う事業者として、NPO 法人が存在感を増している。

NPO 法人の中には、事業拡大だけを目的とするのではなく、小規模ながらも、結婚や出産・育児をきっかけに離職した女性の再就職、育児期の女性たちが活躍できる場、あるいは、企業等を退職したシニアの活躍の場として多様な働き方を提供する NPO 法人もあり、雇用の担い手としても重要な側面を有している。

事業型 NPO 法人もいわゆる営利企業と同等と考えることができるとの整理のもと、事業型 NPO 法人については中小企業政策の対象として位置付けることが可能ではないかと考えられる。

2 支援の内容

NPO 法人への資金面の支援の一つとして、NPO 法人への信用保証制度の拡充が行われた。



3 信用保証制度を利用できる NPO 法人の規模

業種	常時使用する従業員※1	資本金※2
製造業等	300 人以下	3 億円以下
卸売業	100 人以下	1 億円以下
サービス業	100 人以下	5 千万円以下
小売業（飲食業含む）	50 人以下	5 千万円以下

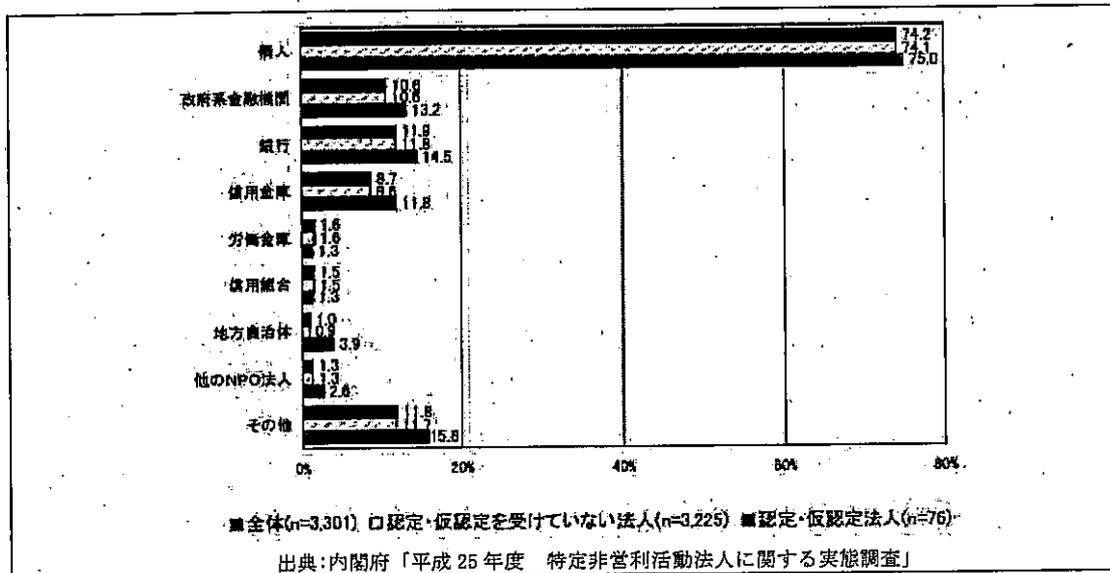
※1 NPO 法人との間に雇用契約関係のない「ボランティア」は従業員数には含まない。

※2 NPO 法人は、資本金の概念がないため

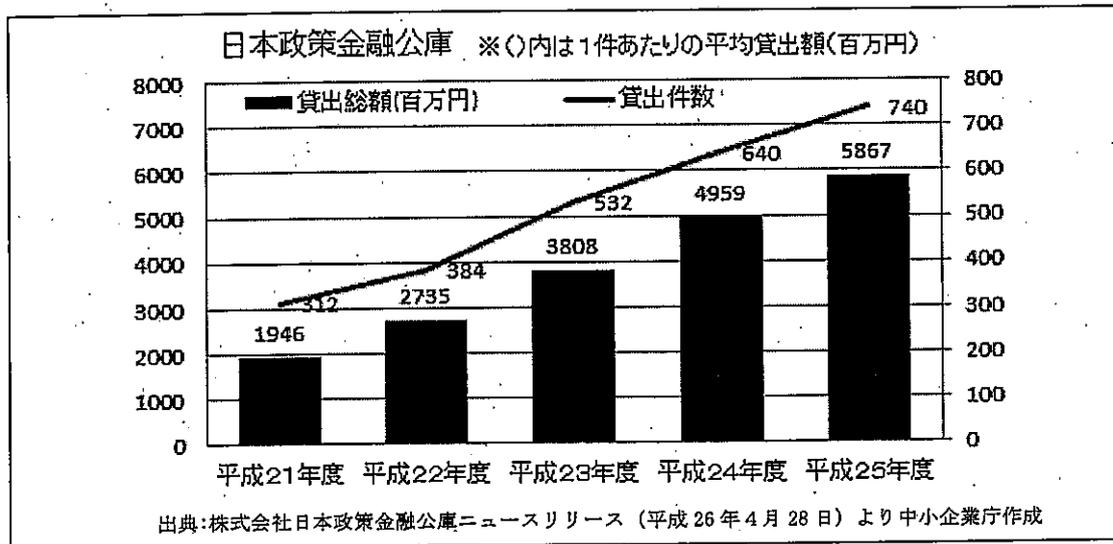
[参考]

資金面

NPO法人の借入先



日本政策金融公庫のNPO法人向け融資実績の推移



滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例

平成25年12月27日滋賀県条例第75号

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）第21条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）を次の表のとおり指定する。

名称	主たる事務所の所在地	滋賀県税条例第21条の2第1項第4号の期間
特定非営利活動法人あさがお	大津市浜大津三丁目2番4号	平成26年1月1日から平成30年12月31日まで

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例
(平成25年滋賀県条例第55号)

(趣旨)

第1条 この条例は、滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)第21条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)を指定するために必要な基準および手続を定めるものとする。

(指定の申出)

第2条 滋賀県税条例第21条の2第1項第4号の規定による指定(以下「指定」という。)を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に申し出なければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名ならびに主たる事務所およびその他の事務所(県内に所在するものに限る。)の所在地
- (2) 設立の年月日
- (3) 定款に記載された目的
- (4) 現に行っている事業の概要
- (5) 法第2条第1項に規定する特定非営利活動(以下「特定非営利活動」という。)を行う地域
- (6) その他知事が必要と認める事項

(指定のために必要な手続)

第3条 知事は、前条の規定による申出を行った特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、指定のために必要な手続を行うものとする。

- (1) 県内で活動する特定非営利活動法人であること。
- (2) その行う特定非営利活動について、次に掲げる基準に該当していること。
 - ア 地域の課題の解決に資するものであること。
 - イ 前条第1項第5号に掲げる地域において、当該特定非営利活動法人の定款に記載された目的に適合した特定非営利活動に係る事業の活動の実績があり、その継続が見込まれること。
 - ウ 当該特定非営利活動法人以外の者から支持されている実績があること。
- (3) 事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合として規則で定める割合が100分の50未満であること。
 - ア 会員またはこれに類するものとして規則で定める者(当該申出に係る特定非営利活動法人の運営または業務の執行に関係しない者で規則で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。)に対する資産の譲渡もしくは貸付けまたは役務の提供(以下「資産の譲渡等」という。)、会員等相互の交流、連絡または意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他規則で定めるものを除く。)
 - イ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者である活動(会員等を対象とする活動で規則で定めるものおよび会員等に対する資産の譲渡等を除く。)
 - (ア) 会員等
 - (イ) 特定の団体の構成員
 - (ウ) 特定の職域に属する者
 - (エ) 特定の地域に居住し、または事務所その他これに準ずるものを有する者
 - ウ 特定の著作物または特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動
 - エ 特定の者に対し、その者の意に反した作為または不作為を求める活動
- (4) その運営組織および経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。
 - ア 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ3分の1以下であること。
 - (ア) 当該役員ならびに当該役員の配偶者および3親等以内の親族ならびに当該役員と規則で定める特殊の関係のある者
 - (イ) 特定の法人(当該法人との間に発行済株式または出資(その有する自己の株式または出資を除く。)の総数または総額の100分の50以上の株式または出資の数または金額を直接または間接に保有する関係その他の

規則で定める関係のある法人を含む。)の役員または使用人である者ならびにこれらの者の配偶者および3親等以内の親族ならびにこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者

イ 各社員の表決権が平等であること。

ウ その会計について公認会計士もしくは監査法人の監査を受けていることまたは規則で定めるところにより帳簿および書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿および書類を保存していること。

エ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として規則で定める経理が行われていないこと。

(5)その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

ア 次に掲げる活動を行っていないこと。

(ア)宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成すること。

(イ)政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対すること。

(ウ)特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対すること。

イ その役員、社員、職員もしくは寄附者もしくはこれらの者の配偶者もしくは3親等以内の親族またはこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること。

(6)次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを県内の事務所に置いて閲覧させていること。

ア 法第28条第1項に規定する事業報告書等(以下「事業報告書等」という。)

イ 法第10条第1項第2号イに規定する役員名簿

ウ 法第28条第2項に規定する定款等

エ 役員報酬および職員給与の支給に関する規程

(7)各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁に提出していること。

(8)法令もしくは条例(以下「法令等」という。)または法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽り、その他不正の行為により利益を得、または得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

(9)前条の規定による申出をした日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

(10)第6号に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除き、インターネットの利用により公表していること。

(11)次のいずれにも該当しないこと。

ア その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

(ア)指定を受けた特定非営利活動法人(以下「指定特定非営利活動法人」という。)が第5条第1項各号(第3号および第5号を除く。以下この号において同じ。)または第2項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力が生じた日から5年を経過しないもの

(イ)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ウ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第32条の3第7項および第32条の11第1項の規定を除く。)もしくは滋賀県暴力団排除条例(平成23年滋賀県条例第13号)の規定に違反したことにより、もしくは刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条もしくは第247条の罪もしくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、または国税もしくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税もしくは地方税を免れ、納付せず、もしくはこれらの税の還付を受け、もしくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ)暴力団の構成員等(暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。))または暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。)

イ 第5条第1項各号または第2項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効

力が生じた日から5年を経過しないもの

ウ その定款または事業計画書の内容が法令等または法令等に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの

エ 国税または地方税の滞納処分の執行がされているものまたは当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの

オ 国税に係る重加算税または地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの

カ 次のいずれかに該当するもの

(ア)暴力団

(イ)暴力団または暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(12)実績判定期間(指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。以下同じ。)において、第1号から第8号までおよび第10号に掲げる基準(第6号および第10号に掲げる基準(当該実績判定期間中に指定を受けていない期間に係るものに限る。))を除く。)に適合していること。

2 知事は、前項の規定により指定のために必要な手続を行おうとするときは、あらかじめ、滋賀県特定非営利活動法人指定委員会の意見を聴くものとする。

(変更等の届出)

第4条 指定特定非営利活動法人は、第2条第1項第1号、第3号もしくは第4号に掲げる事項に変更があったとき、解散し、もしくは合併したときまたは県内に事務所を有しないこととなったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(指定の取消しのために必要な手続)

第5条 知事は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行わなければならない。

(1)第3条第1項第11号アおよびウからカまでのいずれかに該当するとき。

(2)偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。

(3)合併後存続する特定非営利活動法人または合併によって設立する特定非営利活動法人が第3条第1項各号に掲げる基準に適合しないと知事が認めたとき。

(4)指定特定非営利活動法人から指定の取消しの申出があったとき。

(5)指定特定非営利活動法人が解散したとき。

2 知事は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。

(1)法第29条の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

(2)第3条第1項第1号から第5号まで、第7号、第8号および第11号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

(3)前条の規定に違反して、届出をせず、または虚偽の届出をしたとき。

(4)正当な理由がなく、第3条第1項第6号の規定に違反して書類を閲覧させず、または虚偽の書類を閲覧させたとき。

(5)正当な理由がなく、第3条第1項第10号の規定に違反して書類を公表しなかったとき。

(6)前各号に掲げるもののほか、法令等または法令等に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

3 第3条第2項の規定は、前項の規定により指定の取消しのために必要な手続を行う場合について準用する。

(滋賀県特定非営利活動法人指定委員会)

第6条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県特定非営利活動法人指定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、第3条第2項(前条第3項において準用する場合を含む。)に規定する事項を審査するほか、知事の諮問に応じ、指定の基準および手続に関する事項を調査審議する。

(委員会の組織等)

第7条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。

第21条の2第1項第3号中「関する寄附金」の右に「(次号に掲げる寄附金を除く。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人で別に条例で指定するもの(以下「指定特定非営利活動法人」という。)に対する当該指定特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、次に掲げるもの(同条例で定める期間内に支出されたものに限る、特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)

ア 県内に主たる事務所を有する指定特定非営利活動法人に対するもの

イ 県内にその他の事務所を有する指定特定非営利活動法人に対するもの

3 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中第13号の6を第13号の7とし、第13号の2から第13号の5までを1号ずつ繰り下げ、第13条の次に次の1号を加える。

(13) の2 滋賀県特定非営利活動法人指定委員会の委員

【参考】地方税法(昭和25年法律第226号)

(寄附金税額控除)

第37条の2

四 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(以下この号及び第3項において「特定非営利活動法人」という。)に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条例で定めるもの(特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)

3 第1項第四号の規定による道府県の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。)からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例施行規則（平成25年滋賀県規則第13号）

（趣旨）

第1条 この規則は、滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例（平成25年滋賀県条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（指定の申出）

第3条 条例第2条の規定による申出は、指定特定非営利活動法人指定申出書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 前項の指定特定非営利活動法人指定申出書には、次の各号（当該特定非営利活動法人が滋賀県認証法人（所轄庁が滋賀県知事である特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）である場合にあっては、第1号から第3号まで）に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 条例第2条第4号および第5号に掲げる事項の内容を説明する書類
- （2） 条例第3条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類
- （3） 寄附金充当予定事業一覧（別記様式第2号）
- （4） 直近の事業報告書等
- （5） 法第10条第1項第2号に規定する役員名簿（以下「役員名簿」という。）
- （6） 法第28条第2項に規定する定款等

3 第1項の指定特定非営利活動法人指定申出書および前項各号に掲げる書類の提出部数は、それぞれ正本1通および副本1通とする。

（事業活動のうちその対象が会員等である活動等の占める割合）

第4条 条例第3条第1項第3号の規則で定める割合は、実績判定期間において、当該申出に係る特定非営利活動法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうち同号アからエまでに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

（会員に類するもの）

第5条 条例第3条第1項第3号アの規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 当該申出に係る特定非営利活動法人から継続的にもしくは反復して資産の譲渡等を受ける者または相互の交流、連絡もしくは意見交換に参加する者として当該申出に係る特定非営利活動法人の帳簿または書類その他に氏名(法人にあつては、その名称)が記載された者であつて、当該申出に係る特定非営利活動法人から継続的にもしくは反復して資産の譲渡等を受け、または相互の交流、連絡もしくは意見交換に参加するもの

(2) 当該申出に係る特定非営利活動法人の役員

(特定非営利活動法人の運営または業務の執行に関係しない者)

第6条 条例第3条第1項第3号アの特定非営利活動法人の運営または業務の執行に関係しない者で規則で定めるものは、当該特定非営利活動法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であつて、当該資産の譲渡等以外の当該特定非営利活動法人の活動に関係しないものとする。

(その対象が会員等である資産の譲渡等から除かれる活動)

第7条 条例第3条第1項第3号アの規則で定める活動は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 当該申出に係る特定非営利活動法人が行う資産の譲渡等で、その対価として当該資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね100分の10程度に相当する額以下のものおよび交通費、消耗品費その他当該資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額(次号において「付随費用の実費相当額」という。)以下のものを会員等から得て行うもの

(2) 当該申出に係る特定非営利活動法人が行う役務の提供で、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第4条第1項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を会員等が当該申出に係る特定非営利活動法人に支払う当該役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のものおよび付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの

(3) 法別表第19号に掲げる活動または同表第20号の規定により同表第19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県もしくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする特定非営利活動法人が行うその会員等の活動(公益社団法人もしくは公益財団法人である会員等または認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限る。)に対する助成

(その便益のおよぶ者が特定の範囲の者である活動から除かれる活動)

第8条 条例第3条第1項第3号イの規則で定めるものは、前条第3号に掲げる活動とする。

(特殊の関係)

第9条 条例第3条第1項第4号ア(ア)の規則で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

- (1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
 - (2) 使用人である関係および使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
 - (3) 前2号に掲げる関係のある者の配偶者および3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
- (特定の法人との関係)

第10条 条例第3条第1項第4号ア(イ)の規則で定める関係は、一の者(法人に限る。)が法人の発行済株式または出資(その有する自己の株式または出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。)の総数または総額の100分の50以上の数または金額の株式または出資を保有する場合における当該一の者と当該法人との間の関係(以下この条において「直接支配関係」という。)とする。この場合において、当該一の者およびこれとの間に直接支配関係がある1もしくは2以上の法人または当該一の者との間に直接支配関係がある1もしくは2以上の法人が他の法人の発行済株式等の総数または総額の100分の50以上の数または金額の株式または出資を保有するときは、当該一の者は当該他の法人の発行済株式等の総数または総額の100分の50以上の数または金額の株式または出資を保有するものとみなす。

(役員または使用人である者との特殊の関係)

第11条 条例第3条第1項第4号ア(イ)の規則で定める特殊の関係は、第9条第2号中「役員」とあるのを「役員または使用人である者」と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。

(取引の記録ならびに帳簿および書類の保存)

第12条 条例第3条第1項第4号ウの規定による取引の記録ならびに帳簿および書類の保存は、法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)第53条から第59条までの規定に準じて行うものとする。

(不適正な経理)

第13条 条例第3条第1項第4号エの規則で定める経理は、当該特定非営利活動法人の経理でその支出した金銭の費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理とする。

(役員、社員、職員もしくは寄附者等との特殊の関係)

第14条 条例第3条第1項第5号イの規則で定める特殊の関係は、第9条第2号中「役員」とあるのを「役員、社員、職員もしくは寄附者またはこれらの者の配偶者もしくは3親等以内の親族」

と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。

(特定の者と特別の関係がないものとされる基準)

第15条 条例第3条第1項第5号イの規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 当該役員の職務の内容、当該特定非営利活動法人の職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容および事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員等（役員、社員、職員もしくは寄附者もしくはこれらの者の配偶者もしくは3親等以内の親族またはこれらの者と前条に規定する特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）に対し報酬または給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
- (2) 役員等または役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該特定非営利活動法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。
- (3) 役員等に対し役員の選任その他当該特定非営利活動法人の財産の運用および事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
- (4) 営利を目的とした事業を行う者、条例第3条第1項第5号ア(ア)、(イ)もしくは(ウ)に掲げる活動を行う者または同号ア(ウ)に規定する特定の公職の候補者もしくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと。

(指定の通知等)

第16条 知事は、指定の申出を行った特定非営利活動法人が指定を受けたときはその旨を、当該特定非営利活動法人が指定を受けなかったときまたは知事が当該特定非営利活動法人の指定のために必要な手続を行わないことを決定したときはその旨およびその理由を、当該特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知するものとする。

2 知事は、前項の特定非営利活動法人が指定を受けたときは、その旨および当該指定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を各市町の長に通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により周知するものとする。

- (1) 名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 主たる事務所および県内の事務所の所在地
- (4) 指定の効力を生じた年月日
- (5) 当該指定特定非営利活動法人が現に行っている事業の内容

(6) 条例第2条第5号に掲げる地域

(7) 当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金が指定により個人県民税の税額控除の対象となる期間

(8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(変更等の届出)

第17条 条例第4条の規定による変更等の届出は、指定特定非営利活動法人変更等届出書（別記様式第3号）により行うものとする。

2 前項の指定特定非営利活動法人変更等届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 代表者の氏名の変更 変更後の代表者が条例第3条第1項第11号アからカまでに該当しない旨を説明する書類および変更後の役員名簿

(2) 定款の変更（登記事項に係るものに限る。） 変更後の定款および登記事項証明書

(3) 定款の変更（登記事項に係るものを除く。） 変更後の定款および当該変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものにあつては、当該認証を受けたことを証する書類の写し）

3 第1項の指定特定非営利活動法人変更等届出書および前項各号に掲げる書類の提出部数は、それぞれ正本1通および副本1通とする。

4 前条第2項の規定は、第1項の変更等の届出があつたときについて準用する。

(委員会)

第18条 委員会に会長および副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第19条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、指定の申出を行った特定非営利活動法人の出席を求めて説明を求めることができる。

(委員会の庶務)

第20条 委員会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第21条 前3条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別記

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第17条関係)

滋賀県特定非営利活動法人指定委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例施行規則（平成25年滋賀県規則第13号）第21条の規定により、滋賀県特定非営利活動法人指定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のあるときは、この限りではない。

2 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。この場合において、会長は、その結果を次の会議に報告しなければならない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(審議の公正)

第3条 委員は、委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることを妨げる事情を有すると判断する場合は、委員会の承認を得て審議および議決を回避することができる。

(資料提出その他の協力)

第4条 会長は、適当と認める者に対して、会議への出席、資料の提出、意見の開陳および説明その他の必要な協力を求めることができる。

(諮問、答申等)

第5条 知事が委員会に対して行う諮問は、知事は文書をもって行い、かつ、効率的な審議が行えるよう必要な資料を添付するものとする。

2 委員会が知事に対して行う答申および意見建議は、文書をもって行うものとする。

(議事録の作成)

第6条 会議を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

(1) 会議の日時および場所

(2) 出席者の氏名

(3) 議題

(4) 審議の経過

(5) 議決した事項

(6) その他必要な事項

2 議事録は、会議に出席した委員の確認を得て作成するものとする。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開の議決をした場合を除き、非公開とする。

2 会議を公開する場合は、会議の傍聴を認めることにより行うものとし、この場合の必要な手続は、別に定めるものとする。

(議事録等の公開)

第8条 会議の議事録および配付資料（以下「議事録等」という。）は、次の場合を除き公開する。

(1) 滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および
手続を定める条例（平成25年滋賀県条例第25号。以下「条例」という。）第3条に掲
げる事項に関する審議

(2) 条例第5条に掲げる事項に関する審議

(3) 条例第6条第2項に規定する知事からの諮問に関する審議

2 前項の規定にかかわらず、議事録等を公開することにより当事者または第三者の権利
または利益、公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が正当な理由がある
と認めた場合にあっては、その全部または一部を非公開とすることができる。

3 前2項の規定により会議の議事録を非公開とする場合は、その理由を公表するととも
に、議事要旨を作成し、当該会議に出席した委員の確認を得て公開する。

（雑則）

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の会議その他運営に必要な事項は、会長が
委員会に諮って定める。

付 則

この要領は、平成25年6月20日から施行する。

NPO法人条例個別指定制度の概要

滋賀県では、条例個別指定を受けたNPO法人（指定NPO法人）に寄附した方が税制上の優遇措置を受けられる「条例個別指定制度」を導入しています。

1 条例個別指定制度とは

個人住民税の寄附金控除の対象となるNPO法人を、自治体が個別に条例で指定することにより、そのNPO法人に寄附した県民の個人住民税を優遇し、指定を受けたNPO法人への寄附を促進する制度です。

2 指定NPO法人になるメリット

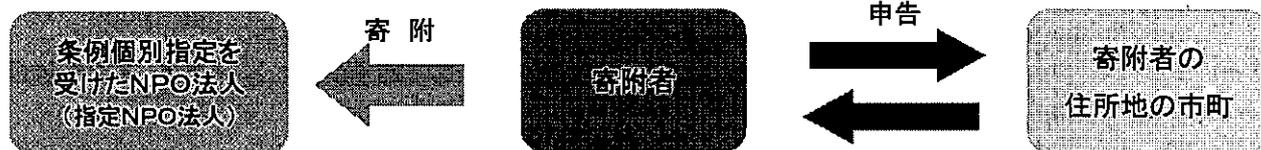
(1) 寄附者に対する県民税の税額控除

条例個別指定を受けたNPO法人（※）に県民が寄附をすると、寄附金のうち2千円を超える部分について、4%が個人県民税から税額控除されるため、県民から指定NPO法人への寄附の促進につながります。（※ 一定の要件があります。）

【寄附者に対する税制上の優遇措置の概要】

条例個別指定を受けると

寄附者に対する優遇



寄附額の4%が税額控除

例えば、県民が指定NPO法人に、10,000円を寄附した場合

$$10,000 \text{円} - 2,000 \text{円 (基礎控除)} \times 4\% \text{ (県民税)} = 320 \text{円 (税額控除)}$$

寄付者の個人県民税について、320円の税額控除を受けられます。（一定の要件があります。）

(2) 認定NPO法人となるためのステップとなります

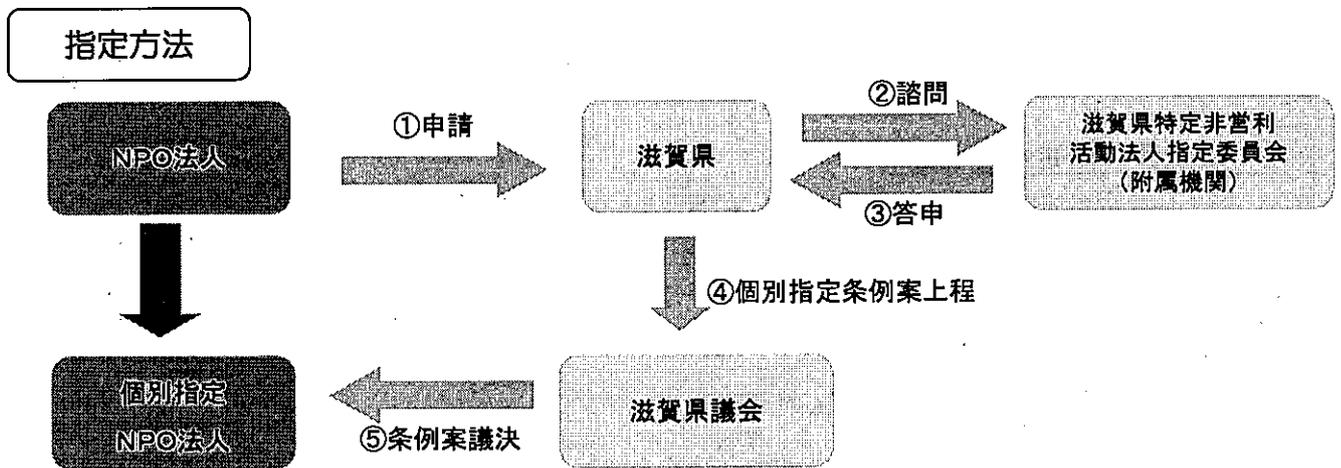
条例個別指定を受けたNPO法人は、認定NPO法人の認定基準のひとつである「PST（パブリックサポートテスト）基準」を満たすこととなるため、さらに大きな税制上の優遇措置のある認定NPO法人になりやすくなります。

(3) 社会的な信頼性が高まります

条例に法人名が明記されますので、法人の知名度が向上し、信頼性が高まります。

3 手続きの流れ

NPO法人から指定の申出を受けて滋賀県特定非営利活動法人指定委員会が指定基準に適合しているかどうか審査し、基準に適合しているものについて指定条例案を上程、議会の議決を経て指定となります。



4 指定の基準

滋賀県では、滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例・同施行規則等に指定の基準および手続を規定しています。

指定の基準は、認定NPO法人のPST基準を除いた基準に準じたものとしているため、指定を受けたNPO法人は円滑に認定NPO法人に移行することが期待できます。

指定の基準の概要

- ① 次の要件を満たしていること。
 - ・ 県内で活動するNPO法人であること。
 - ・ 特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するものであること。
 - ・ 定款に記載された目的に適った特定非営利活動に係る事業の実績があるとともに、その継続が見込まれること。
 - ・ 法人以外の者から支持されている実績があること。
- ② 事業活動において共益的な活動の占める割合が50%未満であること。
- ③ 運営組織および経理が適切であること。
- ④ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- ⑦ 法令違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること。

指定の申請に当たっては、書類の作成に留意すべき点が多くありますので、申請をご検討中の場合は、事前相談をご活用ください。

【お問い合わせ】

滋賀県 総合政策部県民活動生活課 県民活動・協働推進室（大津市京町四丁目1-1）

TEL : 077-528-4633 FAX : 077-528-4840 e-mail : npo@pref.shiga.lg.jp